佐賀県宅配ボックス補助金実施要綱

佐賀県中小企業団体中央会
令和８年４月 21 日　制定
令和８年８月 21 日　一部改正
令和８年 10 月　９日　一部改正

（目的）

第１条　佐賀県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、増加する宅配の再配達を削減することを目的として、予算の範囲内において宅配ボックスを設置する者（以下「補助申請者」という。）に対し補助金を交付することとし、その補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第６号。以下「交付規則」という。）及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和５年12月21日付け総行政第327号。以下「重点交付金要綱」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「県規則」という。）、佐賀県宅配ボックス設置支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象）

第２条　補助金の交付の対象となる宅配ボックス（以下「補助対象設備」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

（１）盗難防止のため、容易に移動できないよう設置されていること。
（ワイヤー、アンカー等による固定）

（２）宅配物を受け取る正当な権原を有する受取人が受領できるセキュリティ機能を有していること。（鍵、ダイヤル錠等）

（３）３辺の合計が６０ cm 以上の宅配物を保管できる大きさであること。

（４）購入日時点で新品であること。

（５）設置場所は、佐賀県内（以下、県内）であること。

（６）この要綱の適用日以降に購入、設置されたものであること。

（補助申請者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、県内に補助申請者が所有する戸建住宅に補助対象設備を設置する者又は、県内に補助申請者が所有又は管理する集合住宅に共用を目的として補助対象設備を設置する者であって、次に掲げる要件に該当する者は対象外とする。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第

２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（対象経費及び補助金額）
第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

対　象　経　費	補助額
① 戸建所有住宅に補助対象設備の設置に要する経費が税込 22,000 円以上	金 10,000 円 （ただし、県内市町から補助を受けている場合、税抜 20,000 円以上の経費から同補助額を差し引いた額の 1/2 か、10,000 円のいずれか少ない額）
② 集合所有住宅に補助対象設備の設置に要する経費が税込 110,000 円以上	金 50,000 円 （ただし、県内市町から補助を受けている場合、税抜 100,000 円以上の経費から同補助額を差し引いた額の 1/2 か、50,000 円のいずれか少ない額）
＊１　いずれも補助対象設備の製品購入費用（ワイヤーや南京錠などの付属品、設置施工費用は含むが、設置の過程において必要となる工具、軍手等の備品、配送料は含まない。）	
＊２　戸建所有住宅又は集合住宅１棟につき宅配ボックス１基とする。	＊　いずれも補助額は 1,000 円未満を切り捨て。
＊３　クーポン利用や店頭値引き後の金額を補助対象経費とし、購入により付与されるポイントは当該経費から	

減額せず､ポイントを使用して支払った場合であっても、その使用額を含めた金額を補助対象経費とする。	

（交付申請及び実績報告）

第５条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、宅配ボックス補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、令和９年１月12日（火）（当日消印有効）までに、中央会に提出しなければならない。

（１）誓約書（様式第１号の２）

（２）補助対象経費を支出したことが分かる領収書等の写し

（３）補助対象設備が第２条各号に掲げる要件を満たすことを確認できる書類

（３）補助対象設備の設置後のカラー写真

（４）管理組合の総会の議事録等管理組合の現在の代表者が選任されたことを証する書類の写し（申請者が管理組合の場合に限る。）

（５）管理組合の総会又は理事会で宅配ボックス設置の決議がされたことを示す書類の写し（申請者が管理組合の場合に限る。）

（６）県内市町からの補助金の申請書又は補助金交付決定通知の写し（県内市町の補助を受けている場合に限る。）

（７）振込先口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ)

（交付の決定等）

第６条 中央会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、佐賀県宅配ボックス補助金の交付決定及び額の確定について（様式第２号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。この場合において、中央会は、必要な条件を付すことができる。

２　中央会は、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第７条　県規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）法、令、交付規則、重点交付金要綱、県規則、県要綱及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業に係る支出を明らかにした証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

（補助金の交付決定の取り消し）

第８条 中央会は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

（１）この要綱及び県規則に違反した場合

（２）不正な申請をした場合

２ 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

（補助金の返還）

第９条 中央会は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

２ 前項の命令を受けた補助申請者は、中央会が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。また、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求）

第１０条 県規則第 15 条第１項に規定する補助金請求書は（様式第１号）とする。

（財産管理及び処分の制限）

第１１条　補助申請者は、補助事業で取得した財産は、善良なる管理者の義務を持って、補助対象設備の設置が完了した日から５年間保管しなければならい。

２　補助申請者は、補助対象設備の設置が完了した日から５年を経過する日までの間は、当該補助対象設備を譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

（その他）

第１２条 中央会は、本要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

２ 中央会は、補助申請者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

３ 当該申請により提出された個人情報は、当該補助金の審査及び交付その他当該補助金の適正な執行のために利用し、また、当該事業は、佐賀県の補助事業として実施するものであることから、当該事業の管理及び確認の目的で、提出された個人情報の全部又は一部を佐賀県に提供することがあります。

なお、当該申請書の提出をもって、これらの個人情報の取扱いについて、同意したこととみなします。

附　則

（適用期日）

この要綱は、令和８年４月 21 日から適用する。

（一部改正及び経過措置）

令和８年８月 21 日以降は、この要綱の第４条中「20,000 円」を「税抜 20,000 円」に、「100,000 円」を「税抜 100,000 円」に、「付属品、設置施工費用含む」を「ワイヤーや南京錠などの付属品、設置施工費用は含むが、設置の過程において必要となる工具、軍手等の備品、配送料は含まない。」に改め、第５条第１項中「令和８年７月 17 日」を「令和９年１月 12 日」に改め、適用し、同日前については、なお従前の例による。